



# WAVE事務所便り

連絡先：〒501-3521

関市下之保2503-2

道の駅平成 エコピアセンター内

電話：0575-29-3245 FAX：0575-29-3245

e-mail：hata50911@gmail.com

## 9月1日から！ 時間外労働等に係る相談・支援および監督指導の見直し

### ◆時間外労働等に係る監督指導の見直し等を公表

厚生労働省は令和8年8月19日、「日本成長戦略」や「経済財政運営と改革の基本方針2026」の内容を踏まえ、本年9月1日より、全国の働き方改革推進支援センターおよび労働基準監督署において、①36協定の締結等に関する相談・支援の充実、②労働基準監督署における対応の見直しに取り組むことを公表しました。

### ◆36協定の締結等に関する相談・支援の充実

全国の働き方改革推進支援センターに、柔軟な労働時間制度の導入等を支援する「専門相談窓口」を設け、また、働き方改革推進支援センターと労働基準監督署（労働時間相談・支援班）とのチームにより、36協定や特別条項の締結に関するアウトリーチ型

の訪問支援を行うとしています。なお、よろず支援拠点等との連携により、経営課題に関する相談にも対応できる体制を構築するとしています。

### ◆労働基準監督署における対応の見直し

残業を月45時間以内とするよう求めてきた一律の指導を見直し、各事業場が36協定で定める健康確保措置の実施状況を重点的に確認し、確認した状況に応じた必要な指導を行うこととしています。個々の事業場の実態を踏まえ、過重労働による健康障害が生じるおそれが高い場合には、引き続き必要な指導を行うとしています。

### ◆具体的な内容については注視が必要

上記見直し等による具体的な変化については、今後明らかになるでしょう。自社の労働時間管理や過重労働対策に関する取組みについて、改めて確認してみるのも一案です。

#### 【参考】

厚生労働省「時間外労働等に係る相談・支援及び監督指導を見直します」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_75454.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_75454.html)

## インフルエンザが早くも流行入り 感染防止等対策について

### ◆過去2番目の早さで流行入り

厚生労働省は8月28日、8月17日～23日のインフルエンザの定点医療機関からの感染報告数が1.11（定点医療機関数：全国に約3,000カ所、報告数：4,094人）となり、流行入りの目安である1を超え、インフルエンザの流行シーズンに入ったことを発表しました。この時期での流行シーズン入りは、感染症法が施行された1999年以降、2番目の早さとなります。

### ◆暑い時期の感染症対策

同省は、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症

といった急性呼吸器感染症（ARI）等の予防には、「手洗い」「せきエチケット」「換気」が有効であるとして、手洗いやマスク着用など基本的な感染対策を呼びかけています。ただし、夏場は熱中症防止の観点から、屋外でマスク着用の必要がない場面では外すことを推奨しています。

また、夏は閉め切った室内でエアコンを長時間稼働させると空気が乾燥し、ウイルスが活動しやすくなります。そのため、エアコンの使用中は、熱中症対策を優先しつつ、室温が上がらないように24時間換気システムや換気扇などの機械換気と窓開けによる換気の工夫を行うことを推奨しています。

### ◆症状の判断に注意！

暑い時期のインフルエンザ流行の原因として、高熱などの症状が「夏バテ」や「熱中症」と似ているため、インフルエンザと気づかずに感染させてしまうことが挙げられています。発熱などの症状が出て判断に迷う際は、医療機関に電話で相談のうえ受診する

ことが、重症化と周囲への拡大を防ぐことにつながります。

#### 【参考】

厚生労働省「2026年8月28日 インフルエンザの発生状況について」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/001742996.pdf>

厚生労働省「夏の感染症対策」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/kansentaisaku\\_summer.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/kansentaisaku_summer.html)

## 10月の税務と労務の手続期限[提出先・納付先]

### 13日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出＜前月以降に採用した労働者がいる場合＞  
〔公共職業安定所〕

### 11月2日

- 個人の道府県民税・市町村民税の納付＜第3期分＞  
〔郵便局または銀行〕
- 労働者死傷病報告の提出＜休業4日未滿、7月～9

月分＞〔労働基準監督署〕

- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険料の納付＜延納第2期分＞〔郵便局または銀行〕
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）＜雇入れ・離職の翌月末日＞  
〔公共職業安定所〕

## ★当事務所よりひと言★

岐阜県におきましては、令和8年10月1日から地域別最低賃金額（時給）が現行の1,065円から56円引上げられ、1,121円に改定されますので、10月労働分の給料計算時はお間違いのないようお願いします。

